

ヒトゲノム編集技術のガバナンスと基礎研究・臨床応用に関する委員会運営要綱

令和3年7月29日
日本学術会議第314回幹事会決定

（設置）

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、ヒトゲノム編集技術のガバナンスと基礎研究・臨床応用に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第2 委員会は、ヒトゲノム編集技術のガバナンスと基礎研究・臨床応用に関連する諸問題を、国内外の学術団体、政府機関、国際機関と連携して審議する。

（組織）

第3 委員会は、15名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

第4 委員会は、令和5年9月30日まで置かれるものとする。

（庶務）

第5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第一担当）において処理する。

（雑則）

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。